

2019年10月10日

原子力災害対策本部 様

記

9月11日政府交渉の質問書に対する文書回答について

原子力災害対策本部は2019年9月11日の政府交渉に欠席されました。強く抗議するものです。

当日は、環境省大臣官房総務課国会連絡室環境技官の 小西興治様が出席され、事情説明と謝罪をされました。「係長も含めて都合がつかなかった」とのことですが、「当日の欠席連絡・ドタキャンは自分は初めての経験だ。出席できない恐れがあれば事前にメモを作成し代理者が応対するなどの方法もあったのではないか。」と参加者から抗議と指摘がありました。

今回の原子力災害対策本部への質問書は

- ・「国策による被害者」を生み出した「国の責任」
- ・年20mSvを基準とする避難指示により多数の住民が被ばくさせられた国の責任
- ・6月12日の政府交渉で原子力規制庁が「線量告示は公衆の線量限度を担保するために作成されている。」と認めたことを踏まえた、年20mSv基準の帰還政策の撤回（これまでの継続）について質問しています。これらは、単にこれまでの継続ではなく、新たな節目となる基本的な質問です。

当日、1週間をめどに文書回答していただくよう小西興治技官に言伝しました。

しかし1か月たっても何らの連絡もありません。

文書回答しないということは9月11日に集まった人々への政府の説明責任を果たさないということであり、決して認められないことです。

交渉団には福島や関西からの参加者も多く含まれ、その点からも9月11日がなかったことにされることは許せません。

近日中、1週間をめどに、必ず文書回答していただくよう強く要請します。

質問事項は添付の「参考：質問書抜粋」をご覧ください。

これまで回答がなかったことに対する説明も併せてお願いします。

以上

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン		
連絡先	原子力資料情報室 担当（片岡遼平）	Tel : 03-6821-3211
	ヒバク反対キャンペーン 担当（建部 暉）	Tel&Fax : 072-792-4628

9月11日、脱原発福島県民会議など9団体政府交渉 第Ⅱ部 質問書

2019年8月27日

1. 「国策による被害者」を生み出した「国の責任」について 原子力災害対策本部 様

原子力災害対策本部の「原子力被災者への対応に関する当面の取り組み方針（2011年5月17日）」には、次のように記載されています。

原子力政策は、資源の乏しい我が国が国策として進めてきたものであり、今回の原子力事故による被災者の皆さんは、いわば国策による被害者です。復興までの道のりが仮に長いものであったとしても、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいります。

- (1) この見解は現在でも政府方針として踏襲されていると私たちは理解していますが、間違いありませんか。もし、すでに変更されていると主張される場合は、どこがどのように変更されたのか、また、変更の理由と閣議決定・法令などの政策的根拠を示してください。
- (2) この方針に基づけば、「今回の原子力事故による被災者の皆さんは、いわば国策による被害者」であり、「国策による被害者」に対しては、当然、「国に原子力事故を引き起こした責任があり、被害者に補償する責任もある」と私たちは考えますが、いかがですか。

2. 年20ミリシーベルトを超える地域に避難を指示し、汚染地に放置された多数の住民に 法令で担保された「公衆の被ばく線量限度年1ミリシーベルト」を超える放射線を 被ばくさせた「国の責任」について 原子力災害対策本部 様

6月12日の私たち9団体との交渉で原子力規制庁も認めたように、ICRP1990年勧告の国内法取入れに当たっての「放射線審議会の意見具申（1998年6月）」を踏まえて、現行の日本の放射線防護体系では、公衆の被ばく限度を年1ミリシーベルト（以降「ミリシーベルト」を「mSv」と表記）とし、これを法令で担保しています。詳細は下記の【参考資料】をご覧ください。

福島原発事故で、関東から東北にかけて、福島第一原発から200キロ圏を超える地域を含む住環境に高度の放射能汚染が生じ、放射線管理区域とされる条件の一つである「アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染濃度が4ベクレル/cm²」を超える高濃度汚染地に400万人もの住民が居住する事態となりました（2011年9月）。

政府は年20mSvを超える地域に限り住民に避難を指示しました。その結果、多数の住民が高濃度汚染地帯に放置され、法令で担保されている「公衆の被ばく線量限度年1mSv」を超えて放射線被ばくさせられたのです。

- (1) 事故発生当時、年20mSvを超える地域に限り避難を指示したことにより、多数の住民が汚染地に放置

され、法令で担保されている「公衆の被ばく限度年1mSv」を超えて放射線被ばくさせられたことは否定できない事実だと私たちは認識していますが、いかがですか。

- (2) このように公衆の被ばく限度年1mSvを超える放射線を被ばくさせたことは「公衆の被ばく線量限度年1mSvの法令」違反であり、具体的には線量告示違反だと私たちは考えますが、いかがですか。
- (3) また、このように公衆の被ばく限度年1mSvを超える放射線を被ばくさせたことは憲法に保証された人権（健康に生きる権利）の侵害だと私たちは考えますがいかがですか。
- (4) 年20mSvを超える地域に限り避難を指示したことにより、多数の住民に公衆の被ばく限度年1mSvを超えて放射線被ばくさせた国はその責任をはっきり認めるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。その上で、年1mSvを超えて被ばくさせられた公衆の一人ひとりに対し健康手帳を発行するなどにより将来の健康影響への医療補償を行うべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

【参考資料】

① 「ICRP1990年勧告の国内制度等への取入れについて意見具申（1988年6月放射線審議会）」抜粋

公衆の被ばくに関する限度は、実効線量については年1mSv、組織に対する線量限度については、眼の水晶体に対する線量限度を年15mSv、皮膚に対する線量限度を年50mSvとし、これを規制体系の中で担保することが適当である。
このためには、施設周辺の線量、排気・排水の濃度等のうちから、適切な種類の量を規制することにより、当該線量限度が担保できるようにすべきである。

② 山本太郎参議院議員の「放射線被ばく環境下における居住に関する質問主意書」に対する答弁書（2013年12月）抜粋

原子炉施設から放出される放射性物質に関しては、原子炉施設の周辺監視区域外における一般公衆の被ばく線量が年間1mSv以下となるよう告示濃度限度を定めている。

③ ①の放射線審議会の意見具申と②の線量告示の説明との関係についての質疑

司会	②は放射線審議会の意見具申に一致すると考えるがどうか
規制庁	②番の四角かこみの中にある部分は、そもそも線量告示というものはですね、書かれていること、これが、その放射線審議会から頂いた意見具申というものを踏まえて作成をしているというところは、その通りでございます。

④ 「公衆の被ばく限度年1mSv」を担保するために線量告示を定めていることをみとめた質疑

司会	私が聞いているのは最終的に法規制体系の中で担保すべきであるという意見具申が出て、それに従って取り入れた法体系がね、ICRP90年勧告を取り入れた法体系が、実際に公衆の被ばく限度を担保していないとしたら、これおかしなことですよ。立法府として無茶苦茶なことをしているんじゃないですか。そんなことありえないことでしょう。
参加者	意見具申は守らないのですか。
規制庁	申し訳ございません、同じ回答になってしまいますけれども、それを担保するために原子炉等規制法に基づいて線量告示を定めておりまして、その中では原子力施設から放出される放射性物質について周辺監視区域外で、あくまでも原子力施設から放出される・・・

⑤ 「公衆の被ばく限度年 1mSv は法令で担保されている」に同意した質疑

司会	公衆の被ばく限度は、だから、法令で守られているということになりますね。担保するために作ってあるんだから。要するに法令で守られていると。担保ということは日本の法律で守るということでしょう。具体的には線量告示を出して守っているわけでしょう。
規制庁	あのたぶんいいんですけども、あくまで原子力施設から放出される・・・

3. 年 20mSv 基準の帰還政策の撤回

原子力災害対策本部 様

「年 20mSv 基準は公衆の被ばく限度の 20 倍も高い値であり、法令違反である」との私たちの指摘に対して、昨年 12 月 20 日の政府交渉に出席された被災者生活支援チームは、「線量告示は公衆の被ばく限度に対するものではない。」と回答されました。6 月 12 日の 9 団体との交渉では、「運用上のことは原子力規制庁に聞いてほしい。」と回答されました。同日その後に行われた交渉で原子力規制庁は「線量告示は公衆の被ばく限度を担保するものである」と認めています。

- (1) これを踏まえて、「年 20mSv 基準による避難指示解除は公衆の被ばく限度 1mSv を担保した法令に違反しており、人権侵害ではないか」との私たちの質問に対し、改めて誠実にご回答ください。